

e-Mobility Power 充電サービス ビジター利用規約

2024年10月1日改定

第 1 条 (目的)

このビジター利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 e-Mobility Power（以下「当社」といいます。）が展開する本サービス（以下に定義します。）のビジター利用（以下に定義します。）について、本規約に同意した上でビジター利用者（以下に定義します。）としての登録を行い、当社がビジター利用を認めた個人（以下「ビジター利用者」といいます。）に対して適用する各種条件を定めたものです。本規約に同意しない場合、本サービスのビジター利用を行うことはできません。

第 2 条 (定義)

本規約における用語は、それぞれ次の通り定義されるものとします。

1. 「会員」とは、当社又は当社が指定するカード発行事業者が提供する会員向け充電サービスの会員をさします。
2. 「会員カード」とは、当社又は当社が指定するカード発行事業者が会員に対して発行する、会員であることを証するカードをさします。
3. 「ビジター利用」とは、ビジター利用者が、会員カードを用いずに行う、本サービスの利用をさします。
4. 「ビジター利用者」とは、本サービスを受けようとする者のうち会員ではない者又は会員のうち会員カードを所持していない等の理由により会員として充電器を利用することができない者をさします。
5. 「電動車両」とは、「PHEV（Plug-In Hybrid Electric Vehicle の略で外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車（トラック、バス、二輪車を含む））及び「EV」（Electric Vehicle の略で、外部電源からバッテリーに充電し、そのバッテリーに充電した電気を駆動力とする自動車（トラック、バス、二輪車を含む））をさします。
6. 「本サービス」とは、当社が当社指定の加盟店及び直営充電スポットにおいて、ビジター利用者及び会員に対して提供する、充電器を使って電動車両の充電を行うサービスをさします。
7. 「充電スポット」とは、当社が本サービスを提供する場所として指定する場所をさします。
8. 「充電器」とは、当社とネットワークで繋がった急速充電器及び普通充電器をさします。
9. 「認証器」とは、充電スポットに設置された、会員カードによる会員の利用可否の判断を行い、かつパスワードの入力等によりビジター利用者の利用可否の判断を行う機器をいいます。
10. 「クレジットカード」とは、クレジットカード会社がビジター利用者の信用を審査した上でクレジットカード会員に発行する決済用のカードをさします。
11. 「認証プロバイダー」とは、充電サービス利用者の認証や利用記録の管理など充電サービスシステムを担う会社をさします。
12. 「ブーストモード」とは、短時間定格電流の出力時間を設定した上で、当該出力時間のみ高出力による充電を実施する機能をさします。
13. 「ダイナミックコントロール」とは、充電器が出力可能電流値を増減させることができる拡張機能をさします。
14. 「パワーシェアリング」とは、充電器に接続されている電動車両の充電台数に合わせて、各出力を増減させる機能をさします。

第 3 条（本サービスの利用方法）

ビジター利用者は、充電スポットに掲示されたビジター利用の利用方法に則り本充電器及び認証器を操作することにより、本サービスを利用することができます。なお、電動車両のうちトラック、バスへの充電は、大型車が利用するには駐車スペースの大きさを適さない充電スポットもあるため、当社 WEB サイト(<https://www.e-mobipower.co.jp/>)等に掲載の①当社が認めた車両、②当社が認めた充電スポット（充電スポット一覧に利用出来るトラックを明記しています）に限定するものとします。

第 4 条（本サービスの利用上の注意）

1. ビジター利用者は、本サービスを利用するにあたって、本規約並びに充電スポットに掲示されるビジター利用者の利用方法及び当社 WEB サイトに掲載する「ビジター利用ガイド」の内容を理解し、事前に電磁的方法等により同意した上で本サービスの利用を開始するものとします。
2. ビジター利用者による本サービスの利用方法は充電スポットにより異なります。
3. ビジター利用者が充電スポットで本サービスを利用するにあたって、当該充電スポットにおいて標識・書面による、又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとします。また、当該充電スポットの営業時間や充電器メンテナンスその他の事情により、本サービスを利用できない場合があることを了承します。
 - * 標識・書面による、又は係員等からの指示により充電サービス以外に、駐車料金等請求がある場合には請求に従うものとします。
4. 本サービス利用中、ビジター利用者は緊急時等に速やかに車両を移動できる状態で充電が完了することを待つものとします。また、ビジター利用者は車両への充電完了後、速やかに充電スポットから車両を移動するものとします。
5. 当社は、本サービス利用中の車両等の盗難等の被害については、損害賠償の責任を負わないものとします。
6. ビジター利用者は、急速充電を過度に繰り返すことが蓄電池の充電性能に対して影響を与える可能性のあること等、電動車両の特性を十分に理解した上で本サービスを利用し、本サービスの利用に起因する車両の性能への影響については当社が一切の責任を負わないことに同意します。
7. ビジター利用者は、電動車両の充電性能及び充電器の出力等の仕様の違い（「ブーストモード」、「ダイナミックコントロール」、「パワーシェアリング」等）、並びに電動車両の蓄電池残量、充電器の稼働状況又は外気温等の気象条件等のコンディションの違い、その他条件により、充電電力量が異なることを十分に理解した上で本サービスを利用することとし、充電電力量に関しては当社が一切の責任を負わないことに同意します。
 - * 充電器の出力等の仕様の違いにより、30 分間、同じ出力での充電ができない場合があります。また、ダイナミックコントロールに対応していない電動車両は充電器の定格出力での充電ができないことがあります。
8. ビジター利用者は、本サービスの利用に際して、車両のタイマー充電機能（充電開始時間セット等）、タイマー空調機能（エアコン開始時間セット等）、及びリモート空調機能（遠隔操作でのエアコンセット等）をあらかじめ解除するか、又は使用しないものとします。
 - * これらの機能を解除しないで、又は使用して本サービスを利用した場合、充電ができないことや正しい利用時間が計測されないことがあります。
9. ビジター利用者は、前項と類似の機能が車両に設定されている場合には、前項と同様に、本サービスの利用に際して、充電ができない可能性や正しい利用時間が計測されない可能性があることを了承します。
 - * このような機能の有無については、車両のカタログ、取扱説明書等にてご確認ください。

第 5 条（本規約の変更、追加、廃止）

1. 当社は、本規約又は本サービスの変更が会員の一般の利益に適合するものである場合、又は本サービス及び本規約の目的に反せず、かつ合理的なものである場合には、その内容を随時変更、追加することができ、ビジター利用者は、変更、追加後の本規約に従うものとします。
2. 前項の場合、当社は変更、追加後の本規約、本サービス内容及びその効力発生時期を、当社 WEB サイト及びビジター利用申し込み用のシステム上に掲載することにより公表します。
3. 経済情勢又は公租公課等の変動等その他の事由により、本規定に定める利用料金等が不相当になったと判断される場合には、当社は、第 10 条に定める本サービスの利用料金等について、変更することができるものとします。
4. 前項の場合、当社はあらかじめ変更後の利用料金等の内容及びその効力発生時期を、当社 WEB サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法によって事前に通知するものとし、当該通知がされたときから変更の効力が生じるものとします。
5. 当社は、大規模災害や事故、その他不可抗力の事態による場合、又は当社が本サービスを終了した方がよいと合理的に判断した場合は、直ちに本サービスの全部又は一部を中断・停止することができるものとします。但し、突発的事由以外で、本サービスの提供を終了する場合、当社はその旨を事前に当社 WEB サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により通知するものとします。

第 6 条（ビジター利用の申し込み）

1. 本サービスの利用を希望するビジター利用者は、充電スポットに掲示される方法により利用の申し込みを行うものとします。
2. 前項の申し込みに対して当社又は認証プロバイダー及びクレジットカード会社又は決済代行会社が所定の審査を行った後に当社又は認証プロバイダーが当該利用の申し込みを受理した場合、当社又は認証プロバイダーはパスワードの発行等（充電スポットにより方法が異なります。）を行い、当該ビジター利用者が認証器を操作することにより本サービスを利用することを可能にします。
3. ビジター利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は利用の申し込みを受理しません。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）その他の反社会的勢力の構成員（以下「暴力団員等」といいます。）であることが認められるとき。
 - ② 自己若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」といいます。）の威力を利用するなどのことをしていると認められるとき。
 - ③ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ④ 暴力団等との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑤ その仕入先、商品の売却先その他一切の事業に係る契約の相手方（以下「取引先等」といいます。）が前各号のいずれかに該当する法人、団体又は個人である事実を知りながら、当該取引先等と取引するなどしている又はしていたと認められるとき。
4. 前項に該当する場合のほか、本サービスの利用を認めることが適当でないと当社が判断した場合（ビジター利用者の所有するクレジットカードの有効性を確認することができない場合を含みますが、この場合に限りません。）、理由の開示をすることなく、申し込みが受理されないことがあります。

第 7 条 (パスワードの管理)

1. パスワードは、本サービスを利用するために認証器に入力する数字又は記号等をいい、利用申し込みが完了した時点で発行されます。但し、充電スポットによってはパスワードが発行されない場合もあります。
2. ビジター利用者は前項のパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、ビジター利用者は、パスワードをビジター利用者以外の第三者に通知、貸与、譲渡することはできないものとします。
3. ビジター利用者は、他のビジター利用者及び第三者によるパスワードの不正な使用を知った場合、速やかに当社に対して連絡するものとします。

第 8 条 (個人情報の取り扱い)

当社は、ビジター利用者が利用申し込み時に登録したビジター利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、当社 WEB サイト及びビジター利用申し込み用のシステムに掲示する「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 9 条 (本サービスの利用中止等)

1. 当社は、ビジター利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断できる場合、何らの予告することなく直ちに本サービスの全部又は一部の利用を中止することができるものとします。
 - ① ビジター利用者が本規約に違反している又は違反するおそれがある場合。
 - ② 本サービスが不正利用されている疑いがある場合。
 - ③ パスワードが不正使用されている疑いがある場合。
 - ④ システムの障害や認証器の不具合等、本サービスの提供が困難となった場合。
 - ⑤ 天災地変その他の不可抗力の事由により、本サービスの全部又は一部が使用不可となり、本サービスの提供が困難となった場合。
 - ⑥ その他やむを得ない事由が生じた場合。
2. 前項に基づく本サービスの利用の中止によって、ビジター利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、本サービスの提供が困難となった原因が当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第 10 条 (利用料金等)

1. ビジター利用者は、第 6 条第 2 項により本サービスを利用することが可能となったときは、別表 1 及び別表 2 に定める利用料金単価に基づき、本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、別表 2 の利用場所での利用料金は、時間課金と従量課金での利用料金単価でそれぞれ計算されたものを合算した金額となります。
2. 充電時間の単位は分とし、その端数は、切り上げます。（例えば、1 分 20 秒の利用の場合、充電時間は 2 分として計算されます）。また、充電量の単位は kWh とし、小数点第 4 位を切り捨てます。（例えば、15.1234 kWh の利用の場合、充電量は 15.123 として計算されます）。なお、料金計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
3. ビジター利用者は、本サービスの利用料金の支払いについて、本規約に定めのないことについては、認証プロバイダー及びクレジットカード会社又は決済代行会社の規約に従うものとします。

第11条（領収書の省略）

当社は、利用料金の領収書を発行する義務を負いません。

第12条（ビクター利用者の自己責任）

1. ビクター利用者は、本サービス利用のために必要な電動車両その他これに付随して充電に必要となるすべての備品を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態にするものとします。また、自己の費用と責任において、本サービスを利用するものとします。
2. ビクター利用者が、本サービスを利用することに起因して、第三者から内容の如何を問わず問合せ、クレーム等を通知された場合は、直ちに当社に連絡をするとともに、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。また、ビクター利用者による本サービスの利用を原因として、又は関連して、当社が第三者から警告書、クレーム、訴訟、仮処分等の法的権利義務に関する通知・催告・請求を受けた場合は、当社は直ちにビクター利用者に通知するものとし、ビクター利用者が自己の責任と費用で、一切の処理解決をするものとします。
3. ビクター利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
4. ビクター利用者は、本サービスの利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合（ビクター利用者が、本規約における義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって、その損害を賠償するものとし、これにより当社が被った損害の一切について賠償するものとします。また、当社が、ビクター利用者が責を負うべき損害賠償、損失補償その他の金銭債務について代位弁済した場合、当該弁済額及び合理的範囲内の弁護士費用を含む必要な費用を、ビクター利用者に求償しうるものとします。

第13条（禁止事項）

ビクター利用者は、本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 本サービスの内容を改ざん又は消去する行為。
- ③ 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
- ④ 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- ⑤ 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為。
- ⑥ 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑦ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑧ ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為。
- ⑨ 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- ⑩ 第三者の設備又は本充電器等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為。
- ⑪ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを張る行為。
- ⑫ 上記各号の他、本規約若しくは公序良俗に反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、若しくは当社の財産を損害する行為、第三者若しくは当社に不利益を与える行為、その他当社が不適當であると判断する行為。

- ⑬ 本サービスの利用権、その他本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供する行為。
- ⑭ 充電器の滅失、毀損その他充電器の利用を妨げるおそれのある一切の行為
- ⑮ 他の者による充電器の利用を妨げ、又は妨げるおそれのある一切の行為（但し、本規約に従って充電器を利用する行為を除く。）

第14条（損害賠償）

1. ビジター利用者は、ビジター利用者による本サービスの利用に関連して第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. ビジター利用者は、本規約の約定に違反し、又は前条に定める行為により当社又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
3. 前各項に定める場合、ビジター利用者にかかる損失、損害、諸費用が発生しても、またビジター利用者から派生的な損害及び逸失利益が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第15条（免責事項）

1. 当社は、次の各号に該当する事由が生じた場合でも、そのためにビジター利用者が生じた損害について一切責任を負わないものとします。
 - ① ビジター利用者が、充電スポットに掲示されるビジター利用者の利用方法及び充電器利用ガイドにおける指示に従わない方法で本サービスを利用したとき。
 - ② 当社の責によらない事故により損害が発生したとき。
 - ③ 当社の責によらない事由により、ビジター利用者のクレジットカード番号又はパスワード等が不正利用されたとき。
 - ④ 充電器のメンテナンス、及び充電器に起因するトラブルで本サービスの利用ができなかったとき。
 - ⑤ 充電スポットの事情により、本サービスの利用ができないとき。
 - ⑥ 第5条第3項により、当社が本サービスを中断又は停止したとき。
2. 理由のいかんを問わず、当社は、ビジター利用者に対し、特別の損害、派生的若しくは付随的損害、間接損害又は結果的損害については、その予見性の有無を問わず、賠償の責任を負わないものとします。

第16条（準拠法及び管轄）

1. ビジター利用者は、本サービスの利用に起因又は関連する訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
2. 本規約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第17条（権利譲渡の禁止）

ビジター利用者は、当社の事前の書面による承諾なしに、本規約に基づく地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に譲渡、担保提供その他の一切の処分を行うことができないものとします。

第18条（連絡先）

ビジター利用者から当社への本規約又は本サービスに関する問合せは、下記問合せ先に電話等にて行うものとします。

【問合せ先】e-Mobility Power コールセンター

事業者の名称：株式会社 e-Mobility Power

フリーコール：0120-983302

（営業時間：9：00～17：00／土日祝祭日・年末年始除く。）

附 則（実施期日）

本規約は、2024年10月1日から実施します。

別表1（時間課金での利用料金単価）

利用充電器	課金単位	利用料金
eMP 設置の急速充電器 (最大出力 90kW以上の充電器) ※別表2の急速充電器を除く	利用時間 1～5分まで	385円(税抜価格350円)
	以降 1分あたり	77円(税抜価格70円)
上記以外の急速充電器 (最大出力 50kW以下の充電器)	利用時間 1～5分まで	275円(税抜価格250円)
	以降 1分あたり	55円(税抜価格50円)
普通充電器	利用時間 1～15分まで	132円(税抜価格120円)
	以降 1分あたり	8.8円(税抜価格8円)

別表2（従量課金と時間課金での利用料金単価）

利用場所	適用期間	課金単位	利用料金
① DCM 洋光台店 (神奈川県横浜市磯子区洋光台 2-13-10)	2024年10月1日 ～ 2024年12月1日	1 kWh あたり	154円(税抜価格140円)
		1分あたり	0円(税抜価格0円)
②セブンイレブン相模原橋本台一丁目店 (神奈川県相模原市緑区橋本台 1-19-7)	2024年12月2日 ～ 2025年2月2日	1 kWh あたり	110円(税抜価格100円)
		1分あたり	22円(税抜価格20円)
	2025年2月3日 ～ 2025年3月31日	1 kWh あたり	82.5円(税抜価格75円)
		1分あたり	27.5円(税抜価格25円)

別紙 1（特定計量制度に基づく重要説明事項）

別表 2 の利用場所に設置している充電器は、特定計量制度（以下「本制度」という。）に基づく計量を行っています。

なお、本制度は国に届出を行うこと等により、計量法に基づく特定計量器に係る規制よりも合理化した電気計器を使用することのできる制度です。本制度では、届出者が特定計量に係る取引等の相手方へ説明を行い、承諾を得ることや、国が定める基準に従うこと等を条件に、届出者による任意の精度階級の選択や、検査方法・使用期間の設定方法を合理化することが認められています。今回使用する電気計器の検査では安全性能の試験の実施を省略しましたが、これは当該計器が製品安全規格に準拠しており、電気製品全体として安全性が確保されていると考えているためです。

1. 届出事業者の名称	株式会社 e-Mobility Power
2. 使用する電気計器の概要	<ul style="list-style-type: none">使用する電気計器： 名称：直流課金電力量計 製造事業者：LEM International SA 型式：DCBM N0D 4010 0000 ※具体的な製造番号等は別紙 2（電気計器情報）を参照使用する電気計器の精度階級：n3（使用公差 3%以内）使用期間：10 年間（製造事業者が設定した標準使用期間）検査主体： 基準適合検査：LEM International SA、日本電気計器検定所 使用前等検査：LEM International SA
3. 計量する機能の不正な変更を防止するための措置	使用する電気計器は充電器内部に設置されており、当該充電器は常に施錠という物理的な措置を講じている。
4. 計量法に基づく特定計量器を使用した場合との違い	計量法に準拠した特定計量器（普通電力量計の場合）の使用公差は 3%以内であることが求められているところ、今回の取引に使用する電気計器は n3 階級を使用し、使用公差は 3%以内です。
5. 計量点	EV 充電設備から電力を出力する側である直流回路
6. お問い合わせの連絡先	下記問合せフォームよりご連絡ください。 お問合せへの回答は、平日の営業時間 9:00-17:00（土日・祝日・年末年始を除く）となります。 お問合せ内容入力 株式会社 e-Mobility Power - よくあるご質問 (e-mobipower.co.jp)

別紙 2 (電気計器情報)

No.	充電器 設置場所	充電器 設置場所住所	充電器 コネクタ番号	製造番号	製造年	型名 (型の記号)	定格値	製造事業者名
1	DCM 洋光台店 (旧名称 : ケ-ヨーデイツ- 洋光台店)	神奈川県横浜市 磯子区洋光台 2-13-10	コネクタ1	1232251633	2023 年	DCBM N0D 4010 0000	1,000V, 400A	LEM International SA
2			コネクタ2	1232251747	2023 年	DCBM N0D 4010 0000	1,000V, 400A	LEM International SA
3	セブンイレブン 相模原橋本台 一丁目店	神奈川県相模原市 緑区橋本台 1-19-7	コネクタ1	1232271909	2023 年	DCBM N0D 4010 0000	1,000V, 400A	LEM International SA
4			コネクタ2	1232252055	2023 年	DCBM N0D 4010 0000	1,000V, 400A	LEM International SA